

国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しに関する ワーキンググループの設置について

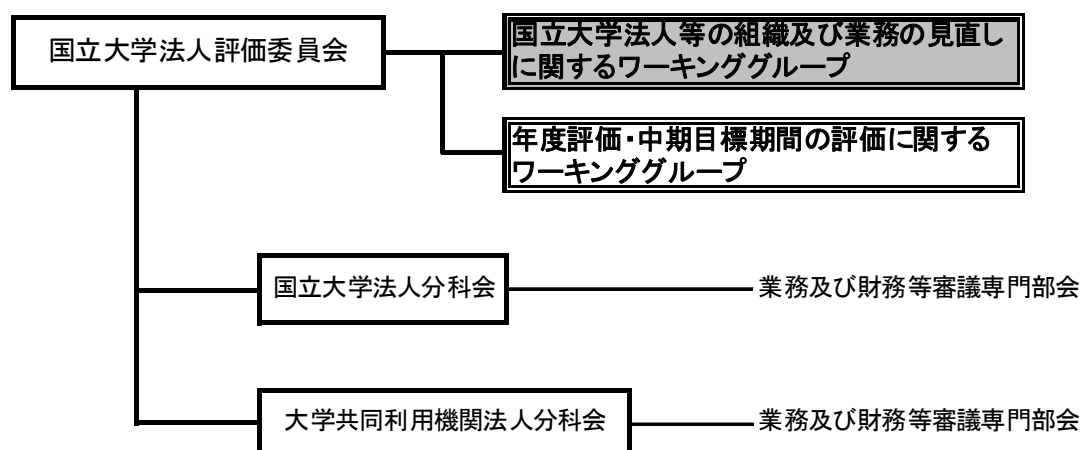
1. 趣旨

文部科学大臣は、中期目標期間終了時に、業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、所要の措置を講じるものとされている。また、その検討を行うに当たっては、国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

上記制度にかんがみ、国立大学法人の組織及び業務の見直しに関するワーキンググループを設置し、組織及び業務全般の見直しについて専門的な観点から検討を行う。

2. 位置づけ

国立大学法人評価委員会の下にワーキンググループを設ける。



3. 構成員

ワーキンググループの構成員は、委員長の指名する委員及び臨時委員で構成する。

4. 検討事項

(1) 組織の見直しに関する事項

(2) 業務全般の見直しに関する事項

- ・大学の教育研究等の質の向上に関する事項
- ・業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ・財務内容の改善に関する事項
- ・自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する事項
- ・その他業務運営に関する重要な事項 等

(別紙)

国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しに関する
ワーキンググループメンバー

(委 員)

あらかわ まさあき
荒 川 正 明

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長、
新潟県福祉保健部・病院局参与

いよいよ あつお
飯 吉 厚 夫

中部大学総長

つげ あやお
柘 植 綾 夫

芝浦工業大学長

てらしま じつろう
寺 島 実 郎

株式会社三井物産戦略研究所所長、
財団法人日本総合研究所理事長

みやうち しのぶ
宮 内 忍

宮内公認会計士事務所所長

(専 門 委 員)

む た たいぞう
牟 田 泰 三

福山大学長

国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しに関するWG 検討経緯

第1回WG

- 日時：平成20年11月28日（金）9：30～11：00
- 国立大学法人等の組織及び業務の現況について自由討論

第2回WG

- 日時：平成20年12月12日（金）9：30～11：00
- 国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しに関する視点（素案）
について審議

第3回WG

- 日時：平成21年1月16日（金）9：30～11：00
- 国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しに関する視点（案）
について審議

国立大学法人評価委員会総会（第25回）

- 日時：平成21年1月28日（水）15：00～17：00
- 国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しに関する視点の報告

国立大学法人等の組織・業務全般の見直しの検討について

1. 組織・業務全般の見直しに関する現行制度

文部科学大臣は、中期目標期間終了時に、業務を継続させる必要性、組織の在り方その他の組織及び業務の全般にわたる検討を行い、所要の措置を講じるものとされている。また、その検討を行うに当たっては、国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

一方、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会は、中期目標期間終了時に、主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができることとされている。

(参照条文)

国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第35条

第1項 主務大臣は、独立行政法人（注：国立大学法人等）の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人（注：国立大学法人等）の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他の組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

第2項 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会（注：国立大学法人評価委員会）の意見を聴かなければならない。

第3項 審議会（注：政策評価・独立行政法人評価委員会）は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

2. 国立大学法人評価委員会における検討

第1期中期目標期間の終了を1年半後に控え、上記現行制度にかんがみ、本委員会においても、ワーキンググループを設け、国立大学法人等の組織の在り方等について議論することとしたい。